

データローカライゼーション措置と国際経済法上の規律

—WTO と TPP における法的位置づけ—

阿部 克則*¹

要 約

近年、データエコノミーの発展が著しく、データの重要性が強く認識されるようになる中、データの「囲い込み」に動く国も現れるようになった。2017年中国サイバーセキュリティ法のような越境データ移転を制限したり国内保存を要求したりする法制度等を、「データローカライゼーション措置」と呼ぶ。GATSの下においては、サービス分野におけるデータローカライゼーション措置が市場アクセス義務や内国民待遇義務に抵触する可能性を指摘できるが、一般的例外条項や安全保障例外条項により正当化される余地も大きいと言える。それに対してTPPの電子商取引章は、サービス分野に限らない企業による越境データ移転等にも適用され、また、越境データ移転と国内設備利用設置要求に関する明示的な規定を置いており、データローカライゼーション措置に関しGATSよりも明確な規律を含むものである。ただしTPPにおいては、「公共政策の正当な目的」達成のための措置に関する例外規定が電子商取引章に置かれているため、データローカライゼーション措置がこれらの例外条項により正当化される可能性は相当程度存在すると考えられる。

キーワード：デジタル貿易、越境データ移転、国際経済法、WTO、GATS、TPP/CPTPP
JEL Classification：F13, K33

I. はじめに

近年、データエコノミーの発展が著しい。GAF Aに代表されるデジタル・プラットフォームは、膨大なデータを武器に急成長を遂げ、2018年にはGAF Aの時価総額は400兆円に近づいている。データは、20世紀における石油のような、21世紀における富の源泉であり、新たな「資源」とも考えられるようになった。そのため、大量のデータを保有する国は「デー

タ資源国」であり、データをめぐる各国のグローバルな争奪戦が開始されたと言える¹⁾。

このようなデータの重要性が強く認識されるようになる中、データの「囲い込み」に動く国も現れるようになった。その代表例が中国であり、2017年6月1日に中国は、サイバーセキュリティ法を施行した。同法は、ネットワークの安全を保障すること等を目的として掲げつつ、

* 1 学習院大学法学部教授

1) 日本経済新聞朝刊 2018年10月29日、1面「デジタル覇権 国家が争奪」

「重要情報インフラストラクチャー」の運営者に対し、中国国内で得た個人情報及び「重要データ」を中国国内で保存することを義務づけ、かつ、中国国外にそれらのデータを移転する場合には、「安全評価」をクリアしなければならないと定めた²⁾。このような一定のデータを自国領域内に留めるよう要求する法制度等を、本稿では「データローカライゼーション措置 (Data Localization Measures)」と呼ぶ³⁾。

データローカライゼーション措置の定義は現在のところ一致したものはないが、大きく分ければ、狭義のデータローカライゼーション措置と広義のデータローカライゼーション措置に分類できる。狭義のデータローカライゼーション措置とは、国家が自国内で行われる事業活動に関するデータを国内で保存することを要求したり (国内保存義務)、データを処理するサーバー等を国内に設置することを求めたりする規制 (国内設備設置義務) を指す⁴⁾。中国サイバーセキュリティ法は、狭義のデータローカライゼーション措置に該当する性格を有する。他方で、広義のデータローカライゼーション措置には、狭義のデータローカライゼーション措置だけではなく、国民のプライバシー・個人情報を保護する目的で、それらのデータの越境移転を規制する措置も含まれる⁵⁾。

例えば、EU の一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation: GDPR) は、データの国内保存義務や国内設備設置義務を課すものではなく、狭義のデータローカライゼーション措置ではないが、個人情報保護の観点からデータの越境移転を制限するため、広義のデータローカライゼーション措置には該当する。データローカライゼーションと WTO や FTA のルールとの関係に関する近年の学術研究では、データローカライゼーション措置を広く捉えて分析するものが多い⁶⁾。そこで本稿でも、広義のデータローカライゼーション措置に関して、国際経済法上の規律との関係を分析することとする。

以下本稿では、各国のデータローカライゼーション措置の内容を概観した上で、それらの措置の WTO サービス貿易協定 (General Agreement on Trade in Services: GATS) との整合性と、環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership Agreement: TPP) 上のデータローカライゼーション措置の取り扱いとを分析し、現時点でのデータローカライゼーション措置の法的な位置づけを明らかにすることを試みる⁷⁾。

以下本稿では、各国のデータローカライゼーション措置の内容を概観した上で、それらの措置の WTO サービス貿易協定 (General Agreement on Trade in Services: GATS) との整合性と、環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership Agreement: TPP) 上のデータローカライゼーション措置の取り扱いとを分析し、現時点でのデータローカライゼーション措置の法的な位置づけを明らかにすることを試みる⁷⁾。

2) 浅井 (2018), 47-48 頁。

3) Hodson (2018), p. 2.

4) 総務省 (2018), 21 頁; Sen (2018), p. 325 は、狭義のデータローカライゼーション措置を「法的な制限 (de jure restrictions)」と呼ぶ。

5) 総務省 (2017), 91 頁; 経済産業省 (2018), 389-391 頁; Meltzer (2015), p. 5; Sen (2018), p. 325 は、狭義のデータローカライゼーション措置に該当しない広義のデータローカライゼーション措置を、「事実上の制限 (de facto restrictions)」と呼ぶ。

6) Hodson (2018), p. 2; Chung (2018), pp. 188-192; Crosby (2016), p. 2; Peng, S. and H. Liu (2017), pp. 192-194.

7) 周知のとおり現在発効しているのは「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP)」であるが、本稿では便宜上、TPP と記載する。なお、データローカライゼーション措置は、国際投資協定との関係も問題になり得るが、紙幅の関係上、別稿に譲る。この点については、例えば、Mitchell and Hepburn (2017), pp. 216-228 を参照。

II. 主要国のデータローカライゼーション措置の概要

II-1. 中国

「はじめに」で触れたように、中国は2017年にサイバーセキュリティ法を施行し、同法第37条においてデータローカライゼーション規制を定めた。同条は次のように規定する。

重要情報インフラストラクチャーの運営者が中華人民共和国の国内での運営において収集、発生させた個人情報及び重要データは、国内で保存しなければならない。

業務の必要性により、国外に対し確かに提供する必要のある場合には、国のネットワーク安全情報化機関が国务院の関係機関と共同して制定する弁法に従い安全評価を行わなければならない。

法律及び行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めに基づいて行う⁸⁾。

このように同法は、「重要情報インフラストラクチャーの運営者」に対し、個人情報と重要データの国内保存義務を課しており、狭義のデータローカライゼーション措置に該当する。ここで言う「重要情報インフラストラクチャーの運営者」とは、ネットワークプロバイダ⁹⁾のうち、「公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政サービス等の重要業界及び分野や、一旦機能の破壊若しくは喪失又はデータ漏えいに遭遇すると、国の安全、国民の経済・生活及び公共の利益に

重大な危害を及ぼす恐れおそれのある重要な情報インフラストラクチャー」(同法第31条)の運営者を言う。重要情報インフラストラクチャーの具体的範囲は国务院がこれを制定するとされているが(同条)、その範囲は依然として不明確である。

また、国内保存義務がかかるのは、「個人情報」だけでなく、「重要データ」も含まれるが、何が「重要データ」に該当するかは、同法には規定されていない。同法の施行規則である「個人情報及び重要データの越境安全評価弁法案(意見募集稿)」では、「重要データ」とは、国の安全保障、経済発展、及び、社会的な公共利益に密接な関係を有するデータを指すとされ、具体的な範囲はガイドラインの定めによるとされている¹⁰⁾。そして、「国家標準・データ越境流通安全評価ガイドライン案(意見募集稿)」は、27の産業分野について重要データを例示するが、それ以外の分野の重要データもあり得るとされていることから、重要データの範囲も不明確である¹¹⁾。

データの国外移転に関しては、第37条第2文が「安全評価」を経なければならないと規定し、詳細は弁法(行政法規)により定めるとする。具体的には、2017年4月11日に公表された「個人情報・重要データ国外移転安全評価弁法(意見募集案)」がそれに該当し、さらに「データ国外移転安全評価指針」案(2017年8月30日第2次草案公表)が同弁法を補足する形に

8) 本稿では、中国サイバーセキュリティ法の条文の日本語訳は、JETROによる仮訳(ネットワーク安全法)を用いる。https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/others_005.pdf

9) 中国サイバーセキュリティ法第76条3項によれば、「ネットワークプロバイダ」とは、ネットワークの所有者及び管理者並びにネットワーク・サービスの提供者を指す。総務省(2018)p. 22によれば、多くの企業は何らかのネットワークを運営しているため、大半の企業がネットワークプロバイダに含まれると考えられるとする。

10) 経済産業省(2018), 390頁; 李(2019)。

11) 経済産業省(2018), 390頁; 李(2019)。

なっている¹²⁾。同弁法によれば、個人情報については、本人の同意がない場合に国外移転が禁止される。また、国外移転するデータが国の政治経済等の安全にリスクを生じさせる場合や国に安全保障・社会公共の利益を害する恐れがある場合にも、当該データの国外移転は禁じられる。さらに、その他関係当局が国外移転を認めない場合も、データの国外移転は禁止されるため、非常に広範な個人情報・重要データの国外移転が規制される可能性がある¹³⁾。

II-2. ロシア

ロシアでは、2014年7月21日に連邦法242-FZ¹⁴⁾に大統領が署名し、2015年9月1日から施行されたが、同法は、2006年連邦法152-FZ（個人情報法）¹⁵⁾を改正し、データローカライゼーション規制を導入した¹⁶⁾。すなわち連邦法242-FZは、連邦法152-FZの第18条に、新たに第5項を加えるもので、同条項は「個人データ（電気通信ネットワーク（インターネット）を介した情報を含む）を収集するときには、運営者はロシア連邦の市民の個人データを記録、システムイズ、蓄積、保管、精緻化（アップデート、修正）、及び、抽出するにあたって、ロシア連邦内に所在するデータベースを用いなければならない」と定めた¹⁷⁾。これは、国内でのデータ保存義務を課すものであり、狭義のデータ

ローカライゼーション措置に該当する。

また、連邦法152-FZ（個人情報法）第12条1項は、個人データの越境送信について相手国が①欧州評議会条約第108号¹⁸⁾の当事国であるか又は②個人データの十分な保護を行っている場合にのみ可能となると規定する（ただし、公共秩序の維持や国防等の目的で制限されることもあるとも定める）¹⁹⁾。②の「十分な保護（adequate protection）」を与えている国は、第12条2項により、「権限ある当局（the authorized body）」であるロシア連邦通信局（Roskomnadzor）がリストアップする²⁰⁾。なお①又は②に該当しない国への個人データの移転は、データ主体の同意がある場合や契約履行に必要な場合等にのみ可能とされる（連邦法152-FZ第12条4項）。

II-3. EU

EUにおいては、GDPRが2018年5月25日から適用が開始された。GDPR第44条は、個人情報（個人データ）の域外への移転²¹⁾に関し、次のように規定する。

第44条 移転に関する一般原則

現に取扱われている又は第三国又は国際機関への移転の後に取扱いを意図した個人データ移転は、その第三国又は国際機関か

12) 浅井 (2018), 47-48 頁。

13) 浅井 (2018), 78 頁。

14) 連邦法242-FZ(2014年個人情報法改正法)の条文(英語)は、Roskomnadzorのサイトを参照。https://pd.rkn.gov.ru/authority/p146/p191/

15) 連邦法152-FZ(2006年個人情報法)の条文(英語)は、Roskomnadzorのサイトを参照。https://pd.rkn.gov.ru/authority/p146/p164/

16) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2018), 133-134, 239頁。

17) Bauer, M., H. Lee-Makiyama, E. van der Marel, and B. Verschelde (2015), p. 2; Selby (2017), p. 222; KPMG(2018).

18) the Council of Europe Convention on the Protection of Individuals with Regard to Automatic Processing of Personal Data

19) https://pd.rkn.gov.ru/authority/p146/p164/

20) 連邦法152-FZ第23条。

21) GDPR第3条は、EU域内の個人データ管理者又は処理者に適用されると規定するが、EU非加盟のEEA加盟3か国もGDPRを前提とした国内法を整備したため、EEA域内にもGDPRは適用される。岡田他(2019)16頁。

ら別の第三国又は国際機関への個人データの転送に関するものを含め、本規則の他の条項に従い、本章に定める要件が管理者及び処理者によって遵守される場合においてのみ、行われる²²⁾。

同条では、越境移転規制の対象となるのは「個人データ (personal data)」のみであり、中国サイバーセキュリティ法のような「重要データ」という概念はない。また、データの国内保存義務や国内設備設置義務を課すものでもないため、狭義のデータローカライゼーション措置ではなく、広義のデータローカライゼーション措置に該当する。EU域外に個人データを移転することができるのは、「本規則の他の条項に従い、本章に定める要件が管理者及び処理者によって遵守される場合においてのみ」であり、その要件は、概要以下の通りである。

第1に、問題となる第三国について、欧州委員会が「十分性認定 (adequacy decision)」を行った場合、当該第三国へ個人データを移転することができる。GDPR第45条は、十分性認定について次のように定める。

第45条 十分性認定に基づく移転

1. 第三国、第三国内の地域又は一若しくは複数の特定の部門、又は、国際機関が十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国又は国際機関への個人データの移転を行うことができる。その移転は、いかなる個別の許可も要しない。

すなわち十分性認定とは、問題となる第三国が個人データに関し十分な保護を与えているか否かを判断するものであり、EU内でGDPRに

よって保障されている個人情報保護の水準が、第三国においても確保される場合には、「十分性」があると認定される²³⁾。そして、欧州委員会が十分性認定を行う際には、個人データ保護に関する法制度の状況、個人データ保護に関する法執行の状況、及び、当該第三国が参加している条約等の国際的な取極が、特に考慮される (GDPR第45条2項)。EUがこれまでに十分性認定を行ったのは、日本やカナダ等、12の国・地域である²⁴⁾。

第2に、十分性認定がなされていない第三国に対しては、「拘束的企業準則 (Binding Corporate Rules: BCR)」に従ったグループ企業内での個人データ移転については、可能となる (GDPR第46条1項及び2項 (b))。GDPR第4条20項は、BCRを次のように定義する。

第4条 定義

(20)「拘束的企業準則」とは、個人データ保護方針であって、企業グループの中又は共同事業を営んでいる事業者グループの中で、一又は複数の第三国内の管理者又は処理者に対して個人データの移転をするため、又は、一群の個人データの移転をするために、加盟国の領土に設けられた管理者又は処理者によって遵守されるもののことを意味する。

すなわちBCRは、同じグループ企業内でEUからEU域外に個人データを移転する際に当該企業グループが遵守すべき規則であり、EU加盟国の「所轄監督機関 (competent supervisory authority)」が承認したものを言う (GDPR第47条)。BCRには、少なくとも、企業グループの組織体制、取り扱う個人データの種類、GDPRをどのように適用するか、デー

22) 本稿では、GDPRの日本語訳は、個人情報保護委員会による仮訳を用いる。https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf

23) GDPR第44条第2文は、「本章の全ての条項は、本規則によって保証される自然人保護のレベルが低下しないことを確保するために適用される」と規定する。

24) 個人情報保護委員会ホームページ https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/

タ主体の権利行使手段、BCR 違反行為に対する法的責任等の事項を記載しなくてはならないとされる (GDPR 第 47 条 2 項)。

第 3 に、「標準データ保護条項 (standard data protection clauses: SDPC)」を含む契約を EU 域内のデータ提供者と EU 域外のデータ受領者との間で締結することによっても、データ移転が可能となる (GDPR 第 46 条 2 項 (c))。ただし SDPC は、現在までのところ欧州委員会によって採択されておらず、GDPR の前身である EU データ保護指令上の「標準契約条項 (Standard Contractual Clauses)」が現在でも有効であるため、SCC によって域外移転が可能となっている (GDPR 第 46 条 5 項)²⁵⁾。

その他、データ主体の同意に基づく移転 (GDPR 第 49 条 1 項 (a))、行動規範による移転 (GDPR 第 46 条 2 項 (e))、承認された認証メカニズムによる移転 (GDPR 第 46 条 2 項 (f)) 等が認められる。

II-4. 日本

日本では、個人情報保護法第 24 条により、外国にある第三者への個人情報の提供が制限されている。同条は次のように規定する。

第 24 条 (外国にある第三者への提供の制限)
個人情報取扱事業者は、外国 (本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。) (個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。) にある第三者 (個人データの取扱いについてこの節の規

定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。) に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

本条は、原則として、個人情報の本人の同意がなければ国外へのデータ移転を認めない規定となっているが、例外がいくつか定められている。

第 1 に、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として、個人情報保護委員会が認める国へのデータ移転である。これは、GDPR の十分性認定と同様の仕組みであり、現在承認されている国は EU 構成国 28 か国に加え、GDPR を適用している EEA 加盟 3 か国 (アイスランド、ノルウェー、及び、リヒテンシュタイン) である²⁶⁾。我が国の個人情報保護委員会は、欧州委員会との間で、個人情報の円滑な移転を可能とする枠組みの整備に向けた対話を 2016 年 4 月から行い、2018 年 7 月に、同対話の最終合意を確認した²⁷⁾。この対話は、日 EU 経済連携協定とは異なる枠組みで行われたものであったが、同協定から得られる利益を補完し拡大するものと位置づけられた²⁸⁾。そして、2019 年 1 月 23 日付けで、我が国と EU は、互いに十分性認定を行った²⁹⁾。

第 2 に、外国にある第三者が「個人データの

25) SCC について詳しくは、岡田他 (2019)、188-201 頁参照。

26) 平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号。

27) 熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員 (司法・消費者・男女平等担当) による共同プレス・ステートメント (東京、2018 年 7 月 17 日) <https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/300717/>

28) 日 EU 経済連携協定には、TPP と異なり、越境データ移転の自由を定める条項はない。ただし、同協定第 8.81 条は、「両締約国は、この協定の効力発生の日から 3 年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する」と定める。

取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している」場合である。ここで言う「個人情報保護委員会規則で定める基準」とは、個人情報保護法施行規則第11条の2において、次のように定められている。

第11条の2(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

法第24条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

第1号は、国内の個人情報取扱事業者と外国の第三者との間で、適切かつ合理的な方法により措置が講じられている場合である。個人情報保護法ガイドラインによれば、適切かつ合理的な方法の例として、①外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合には、提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等(EUの

SDPC・SCCに類似)②同一の企業グループ内で個人データを移転する場合には、提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等(EUのBCRに類似)が提示されている³⁰⁾。第2号は、外国の第三者が、国際機関等において合意された規律に基づき権限のある認証機関等から認定を受けている場合であり、個人情報保護法ガイドラインによれば、APECの越境プライバシールールシステム(Cross border Privacy Rules: CBPR)の認証を第三者が取得していることが該当する³¹⁾。

なお、同法第23条により、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することが認められる場合は、国外へのデータ移転についても同様である³²⁾。

II-5. 小括

以上4か国・地域のデータローカライゼーション措置を概観したが、このうち中国の措置は、国内データ保存義務を課し且つ個人データだけでなく「重要データ」の国外移転を規制するため、最も制限的であると言える。ロシアの措置は、国内データ保存義務を課すが、対象となるデータは個人データに限定されるため、中国の措置よりは制限の対象は狭い。EUと日本の措置は、国内データ保存義務はなく、対象は個人データのみであるため、中国・ロシアに比較すると制限的ではないと言えよう³³⁾。

29) 熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員(司法・消費者・男女平等担当)による共同プレス・ステートメント(2019年1月23日)https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310123_pressstatement.pdf。なお個人情報保護委員会は、EU域内から十分に認定に基づき移転された個人情報の取扱いに関する「補完的ルール」を策定した。https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf

30) 個人情報保護法ガイドライン(外国第三者提供編)(平成28年11月(平成31年1月一部改正))4-1。

31) 個人情報保護法ガイドライン(外国第三者提供編)(平成28年11月(平成31年1月一部改正))4-3。

32) 個人情報保護法ガイドライン(外国第三者提供編)(平成28年11月(平成31年1月一部改正))2。

33) 本稿で検討した4か国・地域以外の諸国におけるデータローカライゼーション措置の概要に関しては、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2018)、235-247頁を参照。

Ⅲ. データローカライゼーション措置の GATS との整合性

ここでは、Ⅱで概観したデータローカライゼーション措置が、GATS 上の加盟国の義務と整合的かどうかを検討する。以下では、データローカライゼーション措置がいかなる意味で GATS の適用対象となる「サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置」となるかを確認した上で、データローカライゼーション措置が GATS 上の義務と抵触する可能性について分析し、かつ、その義務違反が例外条項によって正当化される余地についても検討する。

Ⅲ-1. GATS 上のサービス貿易の態様とデータローカライゼーション措置

Ⅲ-1-1. GATS 上のサービス貿易の態様

GATS は、サービス貿易の 4 類型を定義し、そうしたサービス貿易に「影響を及ぼす (affecting)」措置について加盟国に自由化義務を課している (GATS 第 1 条)。そこで、データローカライゼーション措置がどのような形でサービス貿易に影響を及ぼし得るのか、まず検討する。GATS 第 1 条 2 項は、サービス貿易の 4 類型を次のように規定する。

2. この協定の適用上、「サービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

- (a) いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供
- (b) いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの
- (c) いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加

盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの

- (d) いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの

(a) の態様は、サービスが国境を越えて提供される場合で、電話やインターネットを通じた業務サービスの提供等が該当する (第 1 モード)。(b) の態様は、サービス消費者が国境を越える場合で、海外旅行先で宿泊・飲食サービスを受けること等が該当する (第 2 モード)。(c) の態様は、サービス提供者がサービス需要国に業務上の拠点を設置する場合で、金融機関が海外現地法人を設立して金融サービスを提供すること等が該当する (第 3 モード)。(d) の態様は、自然人であるサービス提供者が国境を越える場合で、アーティストが海外で公演しエンターテインメントサービスを提供すること等が該当する (第 4 モード)。

Ⅲ-1-2. 第 1 モード

この 4 類型のうち、データローカライゼーション措置が最も関係すると言われているのが、第 1 モードである。第 1 モードのサービスは、その提供のために用いられる方法は問われないと「技術的中立性 (technological neutrality)」が認められており³⁴⁾、例えばインターネットを介した通信教育サービスや動画配信サービス等、様々なオンラインサービスが第 1 モードに該当し得るので、こうしたサービスの提供に際して収集される個人情報やその他のデータに対

34) Panel Report, *United States-Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, WT/DS285/R, paras. 6.285-6.287.

してデータローカライゼーション措置が適用されれば、それはGATSが適用される「サービス貿易に影響を与える措置」になると考えられる。

また、GATS上のサービスには、データ処理サービスやデータベースサービスも含まれる。WTO加盟国はGATSの下でサービス貿易の自由化を約束する際に、ウルグアイラウンド交渉当時の1991年に作成された「サービス分野分類リスト(Services Sectoral Classification List)(通称W/120)」³⁵⁾に従っているが、同リストの「コンピューター及び関連サービス」の項目に、「データ処理サービス(Data processing services)」と「データベースサービス(Data base services)」が含まれている。このうちデータ処理サービスは、同リストが依拠している国連の「暫定中央生産分類(Provisional Central Production Classification: CPC)」³⁶⁾の項目843に相当するものとされ、幅広いデータ処理業務が該当し得る定義となっている。また、データベースサービスは、CPCの項目844に相当するもので、通信ネットワークを介して主としてデータベースから提供されるすべてのサービスが該当するとされている。具体的には、クラウドサービスやソーシャルネットワークサービス(SNS)、検索エンジンサービス等が、データ処理サービス又はデータベースサービスに含まれるであろう³⁷⁾。そのため、データローカライゼーション措置により、国内データ保存義務が課されたり、国外データ移転が禁止されたりすれば、第1モードによるデータ処理サービスやデータベースサービスの提供は影響を受けることになり、データ

ローカライゼーション措置は「サービス貿易に影響を与える措置」になり得るであろう³⁸⁾。

なお、第1モードのサービス提供の場合、サービス提供者は国外に所在するため、データローカライゼーション措置の域外適用を想定することになる。EUのGDPR第3条2項は、「EU域内に拠点のない管理者又は処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの取り扱いに適用される」と規定し、域外適用されることを明確化している³⁹⁾。そのため、GDPRの規制は第1モードでのデータ処理サービスやデータベースサービスの提供にもかかると考えられる。

Ⅲ-1-3. 第3モード

また、先行研究では触れられていないものの、第3モードのサービス貿易、すなわち業務上の拠点を通じたサービス提供の態様についても、データローカライゼーション措置が影響を与える可能性はあると思われる。例えば、現地法人を設立して小売サービスを提供する場合、顧客データを本国の親会社で分析するための越境データ移転が制限されれば、第3モードのサービス提供に「影響を与える措置」になり得るであろう。近年のサービス事業は、データ分析が重要であるため、データローカライゼーション措置は第3モードのサービス提供に広く影響する可能性がある。したがって、第1モードの場合はオンラインサービスやデータ関連サービス分野等、限られたサービス分野が問題となり得るのに比べて、第3モードの場合は、サービス提供から得られたデータの本国での分析の観点

35) MTN.GNS/W/120, 10 July 1991.

36) United Nations (1991).

37) Crosby (2016), p. 6; なお Willemys (2019) は、クラウドサービスは1つの最終的なサービスというよりはサービス提供の一つの手段であるとし、例えばクラウド技術を用いたメールサービスは、データ処理サービスやデータベースサービスではなく、「電子メースサービス(electronic mail)」(W/120の電気通信サービスの1つ)に分類されるだろうとする。

38) Hodson (2018), pp. 10-11. なお Hodson は、W/120の電気通信サービスの1つとしての「オンライン情報・データベース検索(On-line information and data base retrieval)」も関係し得ると指摘する。Hodson (2018), p. 12. Tuthill and Roy (2012), p. 164 も、ICT関連サービスについては、コンピューター関連サービスと電気通信サービスとで、分類上の重複の可能性があるとする。

39) 岡田他 (2019), 17-22 頁。

を含めると、あらゆるサービス分野についてデータローカライゼーション措置が関連し得ると言えよう⁴⁰⁾。

Ⅲ-2. GATS 上の義務とデータローカライゼーション措置

次に、データローカライゼーション措置がサービス貿易に影響を与える措置であり GATS が適用されるとした場合、GATS 上のどの義務が関係するかが問題となる。ここでは、GATS 第 2 条の最恵国待遇義務、第 6 条の合理的実施義務、第 16 条の市場アクセス義務、及び、第 17 条の内国民待遇義務について検討する。

Ⅲ-2-1. 最恵国待遇義務

まず、データローカライゼーション措置が関係し得る義務として、GATS 第 2 条の最恵国待遇義務が考えられる。同条 1 項は次のように規定する。

第 2 条 最恵国待遇

1. 加盟国は、この協定の対象となる措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、他の国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える。

同条項は、同種のサービス又はサービス提供者どうしの場合には、いずれの加盟国のサービス又はサービス提供者であっても無差別に取り扱わなければならないと定めている。また、同条項の最恵国待遇義務は「この協定の対象となる措置」すべてに課されるため、問題となる措置

が関係するサービス分野について、措置をとる加盟国が自由化約束を行っているか否かに関わらず、最恵国待遇義務を遵守することが求められる。そのため、特定の国のみをデータローカライゼーション措置の対象とする場合や、特定の国のみをデータローカライゼーション措置の対象から除外する場合には、同条項に違反する可能性がある⁴¹⁾。例えばロシア・EU・日本が行っているような十分性認定に基づくデータ移転規制は、十分性認定された WTO 加盟国のサービス又はサービス提供者よりも、十分性認定されていない WTO 加盟国の同種のサービス又はサービス提供者に不利な待遇を与える措置として評価されるかもしれない。ただし、サービス又はサービス提供者どうしが、そもそも「同種 (like)」ではない場合には、異なる待遇を与えたとしても最恵国待遇義務には反しないので、例えば、十分性認定された加盟国のクラウドサービスと、十分性認定されていない加盟国のクラウドサービスは、個人情報保護の観点からそもそも「同種」ではなく、最恵国待遇義務の問題は生じないとの議論もあり得る。

GATS 第 2 条 1 項における同種性の判断については、アルゼンチン—金融サービス事件において上級委員会が、サービス又はサービス提供者の「原産地 (origin)」のみに基づいて区別をする措置がとられている場合には対象となるサービス又はサービス提供者は同種であると推定される、と判示した⁴²⁾。これは、物品貿易に関する GATT 第 1 条や第 3 条の下での物品の同種性判断において採用されている「推定アプローチ (presumption approach)」と言われるものである。十分性認定を与えた国のサービス又はサービス提供者と十分性認定を与えていない国のサービス又はサービス提供者とを区別

40) なお本稿では、第 1 モードと第 3 モードについて検討したが、他のモードが問題になる可能性はあるかもしれない。Reyes (2011), p. 149 と Mitchell and Hepburn (2017), p. 197 は、インターネットを通じたサービスが、第 2 モードに該当する可能性を指摘する。

41) Mitchell and Hepburn (2017), p. 199.

42) Appellate Body Report, Argentina - Measures Relating to Trade in Goods and Services, WT/DS453/AB/R, para. 6.38.

する取り扱い、「原産地」のみに基づいた区別というよりは、「原産地」における個人情報保護の状況に基づく区別であるから、推定アプローチによる同種性の推定はできないであろう。

上述の推定アプローチが採用されない場合は、同種性の判断基準により、サービス又はサービス提供者どうしが同種か否かが決定される。この同種性の判断基準については、物品貿易に関しては、物理的特性・最終用途・消費者の嗜好・関税分類の4つが基準とされており、アルゼンチン—金融サービス事件において上級委員会は、これらの基準は、適切な限りにおいてサービス貿易にも適用し得るとし、それによって問題となっているサービス又はサービス提供者どうしが十分な競争関係にあると認められれば、同種だと判断されるとした⁴³⁾。この判断枠組みによれば、あるサービス又はサービス提供者がどのような個人情報保護を行っているかに消費者が関心を有している場合、そのような消費者の嗜好は同種性判断において考慮され、異なる個人情報保護水準の国を「原産地」とするサービス又はサービス提供者どうしを、同種ではないとみなし得る余地はある⁴⁴⁾。その場合には、十分性認定による取り扱いの差は、最恵国待遇義務違反にはならないであろう。

なお、GATS第2条1項に合致しないと評価されるとしても、GATS第14条の一般例外条項又は第14条の2の安全保障例外条項により正当化される措置であれば、GATS上は合法であるので、この点は後に検討する。

Ⅲ-2-2. 合理的実施義務

次に、GATS第6条1項の国内規制合理的実施義務がある。同条項は次のような規定である。

第6条 国内規制

1. 加盟国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置

であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

同条項は、サービス貿易に関連して一般的適用可能性のある措置を、合理的・客観的・公平な態様で実施するよう加盟国に義務づけるものである。この義務が適用されるのは加盟国が「特定の約束を行った分野」においてのみであるが、加盟国が約束表において制限や条件を付したとしても、同条の義務には影響しない。よってデータローカライゼーション措置も、サービス分野に関わらず一般的に適用され得るものであれば、同条項の対象となり、合理的・客観的・公平に実施されなければならない⁴⁵⁾。さらに第6条は、その4項と5項において資格・免許要件及び技術基準に関し次のように規定する。

4. サービスの貿易に関する理事会は、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、同理事会が設置する適当な機関を通じて必要な規律を作成する。当該規律は、これらの要件、手続及び基準が特に次の基準に適合することを確保することを目的とする。
- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。
 - (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
 - (c) 免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

5 (a) 加盟国は、特定の約束を行った分野

43) *Ibid.*, paras. 6.30-6.34.

44) Yakovleva (2018), p. 491.

45) Mitchell and Hepburn (2017), pp. 199-200.

において、当該分野に関し 4 の規定に従って作成される規律が効力を生ずるまでの間、次のいずれかの態様により当該特定の約束を無効にし又は侵害する免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

- (i) 4 の (a), (b) 又は (c) に規定する基準に適合しない態様
- (ii) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該加盟国について合理的に予想され得なかった態様
- (b) 加盟国が (a) に基づく義務を遵守しているかいないかを決定するに当たり、当該加盟国が適用する関係国際機関 (注) の国際的基準を考慮する。

4 項では、資格・免許要件及び技術基準がサービス貿易に対する不必要な障害とならないようサービス貿易理事会が規律を作成すると定め、5 項では、そのような規律が作成されるまでは、加盟国に対し 4 項 (a) ~ (c) の基準に適合しない資格・免許要件及び技術基準を適用しない義務を課している。データローカライゼーション措置に関しては、サービス貿易理事会で必要な規律はいまだ作成されておらず、5 項が適用される。よって、データローカライゼーション措置が、客観的でなく不透明な場合や、サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担となる場合等には、第 6 条 5 項に反する可能性もある⁴⁶⁾。

Ⅲ-2-3. 市場アクセス義務

上記のように、第 1 モードによるデータ処理サービスやデータベースサービスの提供は、個人情報等のデータの国外移転が規制されれば、最も影響を受ける。そのようなケースでは、データローカライゼーション措置をとる国の市場へ

のアクセス自体が制限されるとも言えるので、データローカライゼーション措置は GATS 第 16 条の市場アクセス義務に抵触する可能性がある。同条 2 項は次のように規定する。

第 16 条 市場アクセス

2. 加盟国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず次の措置を維持し又はとってはならない。

(a) サービス提供者の数の制限 (数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件、独占又は排他的なサービス提供者のいずれによるものであるかを問わない)...

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限 (数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(以下略)

同条項 (a) 及び (c) に関し、米国—賭博事件で上級委員会は、オンラインでの越境賭博サービス提供を米国が禁止したことは、「ゼロ割り当て (zero quota)」であり、同条項違反になると判示した⁴⁷⁾。同様な考え方により、データの国外移転を制限する措置は、オンラインによるデータ処理・データベースサービスの提供者の数の制限又は事業の総数の制限に該当する可能性がある⁴⁸⁾。ただし、市場アクセス義務がかかるのは加盟国が約束を行ったサービス分野のみであり、かつ、約束表に記載した条件に従うものであるため、データローカライゼーション措置をとる加盟国の約束表がどのようになって

46) *Ibid.*

47) Appellate Body Report, *United States-Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, WT/DS285/AB/R, paras. 238, 251.

48) Matto and Meltzer (2018), p. 780; Mitchell and Hepburn (2017), pp. 200-201; Chung (2018), pp. 196-197.

いるかが重要になる。例えば中国は、データ処理サービス（CPC843）については約束し、第1モードに制限をつけていないが、データベースサービス（CPC848）についてはそもそも自由化約束をしていない⁴⁹⁾。そのため、中国のデータローカライゼーション措置が対象とする具体的なサービス（例えばクラウドサービスやSNSサービス）が、データ処理サービスに分類されるか、データベースサービスに分類されるかによって、市場アクセス義務がかかるかどうか左右されることになる⁵⁰⁾。

Ⅲ-2-4. 内国民待遇義務

最後に、データローカライゼーション措置は、GATS第17条の内国民待遇義務に違反する可能性もある。第17条1項は次のような規定である。

第17条 内国民待遇

1. 加盟国は、その約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

同条項は、同種のサービス又はサービス提供者どうしの場合には、自国のサービス又はサービス提供者よりも他の加盟国のサービス又はサー

ビス提供者に対して不利な待遇を与えてはならないと定めている。また同条項の内国民待遇義務は、第16条の市場アクセス義務と同様に、措置をとる加盟国が自由化約束を行っているサービス分野において、かつ、約束表に記載された制限及び条件に従って、履行されればよい。よって、データローカライゼーション措置と内国民待遇義務との関係は、措置をとる加盟国の約束表の内容に依存することになるが、データローカライゼーション措置は外国のサービス提供者に追加的負担を課すことになるとの見解がある⁵¹⁾。国内データ保存義務や国内設備設置義務は、外国のサービス提供者に対して二重のコストを負担させるからである。GATS第17条の目的は、平等な競争機会の確保であるとされており、外国のサービス又はサービス提供者を事実上差別する措置も不利な待遇に該当し得る⁵²⁾。第3モードでサービスを提供する外国のサービス提供者に対し国内データ保存義務や国内設備設置義務を課す場合、追加的負担を要求することになり、自国の同種のサービス提供者との関係で競争条件を不利に変更するため、GATS第17条に違反する可能性がある⁵³⁾。中国のサイバーセキュリティ法に関しては、中国がGATS上の約束を行った分野において、中国国内で活動する外国企業に対し中国企業よりも不利な競争状況をもたらし得る可能性がある⁵⁴⁾と、WTOのサービス貿易理事会においてEUが指摘しており、これは内国民待遇義務との関係を念頭に置いていると考えられる⁵⁴⁾。

49) 経済産業省（2003）、790-791頁。

50) Chung（2018）、p. 197

51) Crosby（2016）、p. 8.

52) Panel Report, *China-Certain Measures Affecting Electronic Payment Services*, WT/DS413/R, para. 7.700.

53) Hodson（2018）、p. 14.; Chung（2018）、p. 197. なおHodsonは、第17条1項の脚注10が「この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、加盟国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない」としていることに言及し、データローカライゼーション措置への追加的負担が、外国のサービス提供者に固有の不利益になる可能性を指摘するが、現在のグローバルな通信ネットワークを前提とすれば、データローカライゼーションに関し外国のサービス提供者に固有の不利益があるとまでは言えないであろう。

54) Report of the Meeting held on 7 December 2018, S/C/M/137, para. 7.25.

Ⅲ-3. GATS 上の例外条項とデータローカライゼーション措置

ここまで検討したように、データローカライゼーション措置は GATS 上の義務に違反する可能性があるが⁵⁵⁾、仮に義務違反があるとしても GATS 第 14 条の一般的例外又は GATS 第 14 条の 2 の安全保障例外として正当化される余地はある。ここでは、データローカライゼーション措置とそれらの例外条項との関係を検討する。

Ⅲ-3-1. GATS 第 14 条の一般的例外

GATS 第 14 条は、GATT 第 20 条と同じく、一般的例外を定める。一般的例外条項は、GATT 又は GATS 上の義務に反する措置であっても、各号（サブパラグラフ）に規定される正当化事由に該当し、かつ、柱書の要件に合致した場合に、GATT 又は GATS 上の義務からの逸脱を認めるものである。一般的例外条項により、問題となる措置が正当化されるか否かは、第 1 段階として各号の正当化事由に該当するかどうかが問われ、もし暫定的正当化が可能な場合には、第 2 段階として柱書の要件をも満たすか否かが検討される。GATS 第 14 条の柱書及びデータローカライゼーション措置が関連すると思われる各号の条文は、次の通りである。

第 14 条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるよ

うな態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置
- (c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
 - (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
 - (ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
 - (iii) 安全

データローカライゼーション措置の正当化事由としてまず考え得るのは、(c) (ii) が定める個人情報に関連する私生活（プライバシー）の保護又は個人の記録の秘密保護である。「私生活（プライバシー）」には、個人情報保護が含まれると考えられるので、個人情報保護関連の法令遵守を確保するために必要なデータローカライゼーション措置は、(c) (ii) により暫定的正当化が可能かもしれない⁵⁶⁾。ここでポイントになるのが、具体的なデータローカライゼーション措置が法令遵守確保のために「必要な (necessary)」ものかどうかである。これは必要性要件と呼ばれ、当該要件を満たすか否かは諸要素の比較衡量によって決定されるもので、考慮要素として、問題となっている措置により保護される価値の重要度、問題となっている措置がその規制目的達成に貢献する程度、及び、問題となっている措置の貿易制限的影響がある⁵⁷⁾。さらに、より貿易制限的でない代替措置が合理的に利用可能であれば、必要な措置とは

55) なお、Ⅲ-2 で検討した規定以外に、Crosby (2016), p. 7 は、GATS の電気通信に関する附属書第 5 項 (c) が、自由化約束を行ったサービス分野に関する越境データ移転を制限しない義務を加盟国に課しているとも論ずる。

56) Hodson (2018), p. 16.

57) Appellate Body Report, *United States - Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, WT/DS285/AB/R, para. 306.

言えない⁵⁸⁾。国内データ保存義務を課すデータローカライゼーション措置は、それが過度に制限的である場合には、サービス貿易への負の影響が大きく、より貿易制限的でない代替措置が合理的に利用可能かもしれないため、(c) (ii) による暫定的正当化は難しいと考えられる⁵⁹⁾。

次にサブパラグラフ (a) の公衆の道徳の保護又は維持のために必要な措置に、データローカライゼーション措置が該当する可能性も指摘される⁶⁰⁾。同号に言う「公衆の道徳 (public moral)」は、「行為の善悪に関し社会又は国家が有している基準」と解釈されており⁶¹⁾、何が公衆の道徳に該当するかの決定については、加盟国が広い裁量が認められている。そのため、個人情報やプライバシーの保護が基本的に重要な権利だと考えられている加盟国においては、データローカライゼーション措置は個人情報・プライバシーが保護されるべきとの公衆の道徳を実現するための措置だと考えることは可能であろう⁶²⁾。ただし、サブパラグラフ (c) (ii) と同様に、「必要性要件」が存在するため、暫定的正当化のためには別途検討を要する⁶³⁾。

データローカライゼーション措置がサブパラグラフ (a) 又は (c) (ii) において暫定的に正当化されるとしても、第2段階として、柱書の要件も満たさなければ最終的な正当化はできない。柱書の要件の特徴は、問題となる措置の「適用の態様」に着目する点であり⁶⁴⁾、データローカライゼーションで言えば、法令が実際にどのような運用されているかが問題となる。よって、データローカライゼーション措置が日によって

一貫性なく適用されるような場合には、恣意的な又は不当な差別、あるいは、偽装されたサービス貿易の制限となるような態様で適用したと評価される可能性がある⁶⁵⁾。

Ⅲ-3-2. GATS 第14条の2の安全保障例外

上述の GATS 第14条の一般的例外においては、個人情報保護を目的としたデータローカライゼーションの正当化の可能性を検討したが、中国の措置のように、個人データだけではなく、他の「重要データ」にまで対象を拡大する場合、GATS 第14条に言うプライバシーや公衆道徳の保護で正当化することは困難であろう。この点で、GATS 第14条の2は、安全保障のための例外を定める。同条1項は次のように規定する。

第14条の2 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該加盟国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
 - (i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
 - (ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物

58) *Ibid.*, para. 307.

59) Hodson (2018), p. 17.

60) Mitchell and Hepburn (2017), p. 202; Hodson (2018), p. 15.

61) Panel Report, *United States-Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, WT/DS285/R, para. 6.465.

62) Mattoo and Meltzer (2018), p. 781.

63) Mattoo and Meltzer (2018), pp. 781-782 は、GDPR について、より柔軟な代替措置が合理的に利用可能と考えられる余地があると指摘する。

64) Appellate Body Report, *United States-Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, WT/DS285/AB/R, para. 339

65) Mitchell and Hepburn (2017), p. 204-205.

質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

同条項において、サブパラグラフ (a) は、加盟国の軍事情報について国外移転を制限する措置を正当化できる可能性があり、また、サブパラグラフ (b) (iii) はサイバー攻撃等に関連する幅広いデータローカライゼーション措置を正当化し得ることが指摘されている⁶⁶⁾。さらに一般的例外条項と異なり、安全保障例外条項にはいわゆる自己判断的要素が含まれている。サブパラグラフ (a) で言えば、「その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該加盟国が認める (the disclosure of which it considers contrary to its essential security interests)」という部分の「当該加盟国が認める (it considers)」との文言であり、サブパラグラフ (b) で言えば、「加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める (which it considers necessary for the protection of its essential security interests)」という箇所の「加盟国が認める (it considers)」との文言である。

この自己判断的要素は、GATT 第 21 条にもあり、最近発出されたロシアー通過運送事件のパネル報告では、信義則に従って WTO 加盟国が「認めた (considers)」ものか否かをパネルは検討するとの審査基準が示された⁶⁷⁾。これは、安全保障例外を援用する加盟国に広範な裁量を認めるものだが、加盟国の完全な自己判断に委

ねられるものでもない。また、同事件のパネル報告は、GATT 第 21 条のサブパラグラフへの該当性については、自己判断的要素はなく、パネルが客観的に判断するものとの解釈を示した⁶⁸⁾。したがって、もし GATS 第 14 条の 2 についても同様の解釈をとるとすれば、データローカライゼーション措置がサブパラグラフ (b) (i)～(iii) に該当するか否かは、パネルが客観的に判断することになろう。

なお米国は、自己判断的性質は、GATT 第 21 条と GATS 第 14 条の 2 のサブパラグラフも含む全体に及ぶのであり、そもそもパネルには特定の措置が安全保障例外条項により正当化できるか否か審査する権限はないとの立場をとっており、上記のパネルの解釈を強く批判している⁶⁹⁾。中国のサイバーセキュリティ法は、広範で無限定な「重要データ」を対象としており、もしパネルが信義則準拠の審査基準を適用して判断すれば、GATS 第 14 条の 2 による正当化は難しいと思われるが、米国と同様の立場をとれば、GATS 第 14 条の 2 によって正当化することは可能であろう。しかし、中国は米国の GATT 第 21 条の解釈には否定的立場をとっており⁷⁰⁾、自国のデータローカライゼーション措置を擁護するために米国と同じ論拠をとるとは考えにくい。逆に米国にとっては、安全保障例外条項に関する自国の立場を前提にすると、中国のサイバーセキュリティ法も GATS 第 14 条の 2 の下で中国が正当化できることになる。このように安全保障例外条項に関しては、ややトリッキーな法的状況が生じている。

66) Mitchell and Hepburn (2017), pp. 205-206.

67) Panel Report, *Russia-Measures Concerning Traffic in Transit*, WT/DS512/R, paras. 7.131-7.133, 7.138-7.139.

68) *Ibid.*, para. 7.101.

69) 2019 年 4 月 26 日の WTO 紛争解決機関会合での米国の発言。https://www.wto.org/english/news_e/news19_e/dsb_26apr19_e.htm.

70) Panel Report, *Russia-Measures Concerning Traffic in Transit*, WT/DS512/R, para. 7.41.

IV. TPP のデータローカライゼーション規律

ここまで WTO 協定の GATS におけるデータローカライゼーション措置の位置づけを検討してきたが、あくまでサービス貿易に関連する限りで規律が及ぶものであり、データローカライゼーション自体を念頭において定められたルールはない。その意味で、GATS の規定は急速に進むデータ社会化に対応できていないと言え、その問題意識から FTA によるデータローカライゼーション規律の策定が一定程度進展してきた。そこで以下では、現段階で最も進んだ規律と考えられる TPP の関連規定を中心に検討する。

IV-1. 越境データ移転

TPP は、物品貿易やサービス貿易に関するルールとは別に、電子商取引に関し独立の章（第14章）を設けた。このうち14.11条が越境データ移転に関するもので、次のように規定する。

第14.11条 情報の電子的手段による国境を越える移転

- 1 締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認める。
- 2 各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する。

この規定は、第1項で越境データ移転規制を行う締約国の権利を認めた上で、第2項では「対象者の事業 (the business of a covered person)」の実施のための越境データ移転は許

可する義務を締約国に課している。第2項に言う「対象者」については、第14章の定義規定である TPP 第14.1条が次のように規定する。

「対象者」(注) とは、次のものをいう。

注 オーストラリアについては、対象者には、信用調査機関を含まない。

(a) 第9.1条（定義）に定義する対象投資財産

(b) 第9.1条（定義）に定義する締約国の投資家（ただし、金融機関に対する投資家を含まない。）

(c) 第10.1条（定義）に定義する締約国のサービス提供者

ただし、第10.1条（定義）に定義する金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供する締約国のサービス提供者を含まない。

この定義にあるように「対象者」は、「対象投資財産」、「投資家」、及び、「サービス提供者」とされる。第9.1条に定義される「対象投資財産」と「投資家」には、サービス分野だけでなく、製造業等における企業等が含まれる。よって第14.11条は、GATSの規律と異なり、製造業における越境データ移転関連措置にも適用されると考えられる⁷¹⁾。なお、第14.1条のサブパラグラフ (b) では「金融機関に対する投資家」が、サブパラグラフ (c) では「金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供する締約国のサービス提供者」が、それぞれ対象者から除外されている。これは、TPPの交渉において米国がプルデンシャル規制の実効性確保のために、金融機関を除外することを求めたためと言われている⁷²⁾。

71) 津田 (2018), 12頁。

第 14.11 条 2 項は、越境データ移転について直接定めた規定として注目されるが、同条項は、締約国に対し越境データ移転を「許可する義務 (shall allow)」を課してはいるが、締約国が許可に際し条件を付けることができるのかといった点は不明確なままである⁷³⁾。そのため、すべてのデータ処理を国内で要求し一切越境データ移転を認めない場合にのみ同条項違反となるのか、あるいは、越境データ移転に伴い一定のデータ処理を国内で要求することも同条項違反となるのか判然としない⁷⁴⁾。また第 14.11 条 2 項は、「国境を越える移転を許可する」としか定めていないため、データ移転が TPP 締約国間で直接行われる場合だけでなく、データ移転が第三国を経由して他の TPP 締約国に対して行われる場合も許可する義務が生ずる可能性が指摘される⁷⁵⁾。仮に TPP 非締約国の中国を経由してデータ移転が行われるとした場合、そのような越境データ移転を規制するとすれば、後述の例外規定との関係が問題となるかもしれない。

上述の越境データ移転許可義務に関しては、第 14.11 条 3 項に正当な公共政策目的達成のための例外規定が置かれている。同条 3 項は次のように規定する。

- 3 この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために 2 の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。
- (a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用さ

れないこと。かつ

- (b) 目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないこと。

同条項は、①「公共政策の正当な目的を達成するための措置」であること、②恣意的・不当な差別又は偽装した貿易制限の態様で適用しないこと、及び、③必要である以上に制限的でないことの 3 点が満たされれば、越境データ移転規制措置は正当化されるとしている。このうち②と③は、GATS 第 14 条の一般的例外の柱書要件と必要性要件に相当すると考えられる。他方①については、GATS14 条のサブパラグラフに比べると、暫定的正当化事由としては非限定的に見えるが⁷⁶⁾、実際に適用された場合に何が正当化されるかは現段階では不透明である⁷⁷⁾。

IV-2. 国内設備利用設置要求の禁止

国内設備設置要求はデータローカライゼーション措置の一類型だが、TPP14.13 条はこれを禁止する条文である。同条は次のように規定する。

第 14.13 条 コンピュータ関連設備の設置

- 1 締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の法令上の要件（通信の安全及び秘密を確保することを追求する旨の要件を含む。）を課することができることを認める。
- 2 いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

72) Hodson (2018), p. 23.

73) 津田 (2018), 14 頁。

74) Chung (2018), p. 200.

75) 津田 (2018), 14-15 頁。

76) Peng and Liu (2017), p. 196. 渡辺 (2017), 205 頁。

77) Chung (2018), p. 200. Mishra (2017), pp. 39-41.

同条1項は、締約国が「コンピュータ関連設備の利用に関する自国の法令上の要件」を課す権利を認めるが、ここで言う法令上の要件とはカッコ書の例示にあるように、コンピュータ関連設備を利用する場合の通信の安全・秘密に関する規制等を念頭に置いており、国内設備の利用を義務づけるものではない。むしろ同条2項は、国内のコンピュータ関連設備の利用又は設置を要求してはならないと、明確に規定している。同条項は、国内設備の設置要求だけでなく、国内設備の利用要求も禁止しており、特徴的な規定である。

また第14.11条と同様に、第14.13条2項は「対象者」に対し設備利用設置要求をしてはならないと規定しており、GATSよりも適用範囲が広いと考えられる。さらに同条は国内設備利用設置要求を内外差別があるか否かに関わらず一律に禁止するため、GATS第17条の内国民待遇規定よりも厳格なデータローカライゼーション措置規律と言えよう。なぜなら、先に見たようにGATS第17条の下では、一律の国内設備利用設置要求は外国のサービス提供者に不利な待遇を与えるものでなければ許容されることになるが、TPP14.13条においては、不利な待遇の存在は問題とならないからである。

なお、第14.13条には第14.11条と同様に、正当な公共政策目的達成のための例外規定が置かれている。同条3項は次のように規定する。

3 この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。及び

(b) 目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限を課するものではないこと。

同条項は、第14.11条3項と全く同じ文言であり、「公共政策の正当な目的」がいかなる意味を持つかによって、この例外規定の対象範囲が左右されることになると思われる⁷⁸⁾。

IV-3. 例外規定

データローカライゼーション措置に関しては、上記の第14.11条と第14.13条が主たる規定であるが、第29章にもデータローカライゼーション措置の正当化に関係し得る諸規定があるため、以下でそれらを検討する。

IV-3-1. 一般的例外条項

第29.1条3項は一般的例外に関する規定であり、次のように定める。

3 第10章（国境を越えるサービスの貿易）、第12章（ビジネス関係者の一時的な入国）、第13章（電気通信）、第14章（電子商取引）及び第17章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第14条（a）から（c）までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

このように第14章については、GATS第14条（a）から（c）までが必要な変更を加えたうえで適用されることになる。上述のように、GATS第14条（a）は「公衆の道徳の保護」のための措置、（c）は個人情報保護のための措置について、それぞれ正当化事由を定めているため、GATSに関する検討と基本的には同様に考えることができると思われる。TPP第

78) Mitchell and Hepburn (2017), p. 211.

14.11 条と第 14.13 条に規定された「公共政策の正当な目的」に関する例外は、GATS 第 14 条 (a) 及び (c) で特定された正当化事由よりも広く解釈される可能性がある⁷⁹⁾。

IV-3-2. 安全保障例外条項

第 29.2 条は安全保障のための例外に関する規定であり、次のように定める。

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。
- (b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

この規定のサブパラグラフ (a) は、「締約国が決定する (it determines)」と「加盟国が認める (it considers)」の相違はあるが、基本的には GATS 第 14 条の 2 の 1 項 (a) と同様の文言となっている。サブパラグラフ (b) は、GATS 第 14 条の 2 の 1 項 (b) 及び (c) と類似する規定であるが、GATS 第 14 条の 2 の 1 項 (b) (i) から (iii) においては「自国の安全保障上の重大な利益のために必要と認める措置」が限定列挙されているのに対し、TPP 第 29.2 条では、「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置」の具体的内容は列挙されていない。そのため同条の下では、GATS 第 14 条の 2 の下と比べて、安全保障例外が広く認められる可能性がある。またサブパラグラフ (a) と (b) は、共に自己判断的文言（「締約国が決定する (it determines)」と「締約国が認める (it considers)」）が含まれているため、締約国の裁量範囲は広く認められると考えられる⁸⁰⁾。

V. おわりに

以上検討してきたように、GATS の下においては、データローカライゼーション措置を直接規定する条項はなく、基本的には各国の約束状況に応じて、サービス分野におけるデータローカライゼーション措置が市場アクセス義務や内国民待遇義務に抵触する可能性を指摘できるが、一般的例外条項や安全保障例外条項により正当化される余地も大きいと言える。それに対して TPP の電子商取引章は、サービス分野に限らない企業による越境データ移転等にも適用

されるため、GATS よりも幅広いデータローカライゼーション措置を規律対象とし得る。また TPP の電子商取引章は、越境データ移転と国内設備利用設置要求に関する明示的な規定を置いており、データローカライゼーション措置に関し GATS よりも明確な規律を含むものである。ただし TPP においては、「公共政策の正当な目的」達成のための措置に関する例外規定が電子商取引章に置かれているとともに、GATS に類似した一般的例外条項と安全保障例外条項

79) Hodson (2018), p. 24.

80) Hodson (2018), p. 26.

も存在するため、データローカライゼーション措置がこれらの例外条項により正当化される可能性は相当程度存在すると考えられる。

TPPのデータローカライゼーション関連規定については、TPP交渉国の合意を得るためにあえて曖昧な規定になっているとも考えられる。そのような起草者による「意図的な曖昧さ(constructive ambiguity)」は、実際にデータローカライゼーション措置のTPP整合性が争われた場合に、紛争解決手続において解釈が明確化されることを予想する論者もある⁸¹⁾。他方で、データ移転やデータセキュリティに関する高度に技術的な問題がからむデータローカライゼーション措置が、GATSやTPPの関連規定上どのように評価されるのかは、WTOのパネル・上級委員会やTPPのパネルのような司法的な機関の能力を超える問題であるとの指摘もある⁸²⁾。WTO上級委員会をめぐる近時の議論においては、データローカライゼーションに関する問題ではないが、「意図的な曖昧さ」を有するWTO協定の条文解釈について上級委員会の態度が過度に司法積極的だとも言われる。同様の問題は、TPPのデータローカライゼーション関連規定についても生じる恐れがあり、TPP紛争解決手続のパネルに、起草者が解決できなかった問題を処理させることは適切ではないかもしれない。

この点で、司法的な紛争解決手続ではなく、協定の実施を司る行政的な仕組みである各種理事會・委員会における議論や作業を活性化することが重要になると思われる。例えば中国のサイバーセキュリティ法に関しては、GATSの運営を任務とするサービス貿易理事会において、米国をはじめ、日本、EU、ニュージーランド、カナダ等が同法の規定内容に対する疑問やGATSとの整合性に関する懸念を提起し、

中国がそれに応答するというやりとりが継続している⁸³⁾。このプロセスは、中国に対し説明責任を求めるものとなり、サイバーセキュリティ法をGATS整合的に運用するようピアプレッシャーをかける効果があろう。TPPにおいても、第27.1条によって設立されるTPP委員会の下でデータローカライゼーション関連規定の運用や解釈の明確化を図ることは考えられる。TPP委員会は、TPP協定の実施・運用に関する問題を検討することを任務とし(第27.2条1項(a))、具体的には同委員会はTPP協定実施のための取決めを作成でき(第27.2条2項(d))、また、TPP協定の規定の解釈を提示することもできる(第27.2条2項(f))。TPP委員会は、小委員会、作業部会、又は、補助機関を設置できるため(第27.2条2項(a))データローカライゼーション問題を扱う組織を設置することも考え得る。

なお、WTO協定やTPPのような条約である「ハードロー(hard law)」だけでは、高度に技術的で進歩も著しいデータエコノミーに関連する問題を、タイムリーに処理することには限界があるとも考えられる。そうしたハードローの限界を補う役割は、「ソフトロー(soft law)」に期待することもできよう。例えば2015年APECプライバシーフレームワークは、同フレームワークを実施する適切な法令を相手国が有している場合や、APEC越境プライバシールール(Cross Border Privacy Rules: CBPR)のような十分な保障措置がとられている場合には、APECメンバーは個人情報の越境移転の制限を慎むべきとする(原則69)⁸⁴⁾。これは個人情報保護を十分な水準に多国間で引き上げつつ、それらの国々の間では個人情報の越境移転を自由化するソフトローであり、個人情報に関するデータローカライゼーション措置

81) Peng and Liu, p. 196.

82) Mitchell and Hepburn (2017), p. 210.

83) Report of the Meeting held on 7 December 2018, S/C/M/137.

84) APEC Privacy Framework (2015), <https://www.apec.org/Publications/2017/08/APEC-Privacy-Framework-> (2015). APEC CBPRについては、渡辺(2017), 199頁も参照。

への一つの国際的対策であろう。現在、WTO においても電子商取引に関するルール交渉の開始に向けた有志国の活動が活発化しており、データローカライゼーション関連のルール策定

も検討されているが⁸⁵⁾、こうした電子商取引に関する新たな協定（ハードロー）とデータフローに関するソフトローが相互補完的に連関することが必要かもしれない。

参 考 文 献

- 浅井敏雄 (2018) 『中国サイバーセキュリティ法 (インターネット安全法)』 UniServ Publishing
- 岡田淳他 (編著) (2019) 『実務担当者のための欧州データコンプライアンス—GDPR から e プライバシー規則まで』 商事法務
- 経済産業省 (2003) 『全訳中国 WTO 加盟文書』 蒼蒼社
- 経済産業省 (2018) 「2018 年版不正貿易報告書」
<https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/houkoku01.html>
- 総務省 (2017) 「平成 29 年版情報通信白書」
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/index.html>
- 総務省 (2018) 「平成 30 年版情報通信白書」
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/index.html>
- 津田英章 (2018) 「日本の経済連携協定における電子商取引章— TPP 協定の事例」
http://www.jlea.jp/2018zy_zr/ZR18-08.pdf
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2018) 「平成 29 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (デジタル貿易に関連する規制等に係る調査) 調査報告書」
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000892.pdf
- 李昱昊 (2019) 「『中国サイバーセキュリティ法』要点解説 (2)」<https://gvalaw.jp/7509>
- 渡辺翔太 (2017) 「個人情報越境移転制限に対する規律—国際経済法の果たす役割の模索—」日本国際経済法学会年報第 26 号, 188-212 頁
- Bauer, M., H. Lee-Makiyama, E. van der Marel, and B. Verschelde (2015), “Data Localisation in Russia: A Self-imposed Sanction”, https://ecipe.org/wp-content/uploads/2015/06/Policy-Brief-062015_Fixed.pdf
- Chung, C. (2018), “Data Localization: The Causes, Evolving International Regimes and Korean Practices”, *Journal of World Trade*, Vol.52, No. 2, pp. 187-208.
- Crosby, D. (2016), “Analysis of Data Localization Measures Under WTO Services Trade Rules and Commitments”, *E15 Initiative. Geneva: International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD) and World Economic Forum*, www.e15initiative.org/
- Hodson, S. (2018), “Applying WTO and FTA Disciplines to Data Localization Measures”, *World Trade Review*, First View, <https://doi.org/10.1017/S1474745618000277>.
- KPMG, *The “localisation” of Russian citizens’ personal data: Compliance with the Russian law on personal data*, <https://home.kpmg/be/en/home/insights/>

85) 例えば EU は、2019 年 5 月 3 日に電子商取引ルールの EU 提案を発表したが、その中で個人情報保護のための越境データ移転規制の必要性を強調しつつ、データローカライゼーション措置によって越境データ移転が制限されないようルールを策定すべきとしている。EU Proposal for WTO Disciplines and Commitments Relating to Electric Commerce, INF/ECOM/22.

- 2018/09/the-localisation-of-russian-citizens-personal-data.html
- Mattoo, A. and J. Meltzer (2018), “International Data Flows and Privacy: The Conflict and Its Resolution”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 21, pp. 769-789
- Meltzer, J.P. (2015), “A New Digital Trade Agenda”, E15Initiative. Geneva: International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD) and World Economic Forum, 2015. www.e15initiative.org/
- Mishra, N. (2017), “The Role of the Trans-Pacific Partnership Agreement In the Internet Ecosystem: Uneasy Liaison or Synergistic Alliance?”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 20, pp. 31-60
- Mitchell, A. and J. Hepburn (2017), “Don’t Fence Me In: Reforming Trade and Investment Law to Better Facilitate Cross-Border Data Transfer”, *Yale Journal of Law and Technology*, Vol. 19, pp. 182-237
- Reyes, C.L. (2011), “WTO-Compliant Protection of Fundamental Rights: Lessons from the EU Privacy Directive”, *Melbourne Journal of International Law*, Vol. 12, pp. 141-176
- Sen, N. (2018), “Understanding the Role of the WTO in International Data Flows: Taking the Liberalization or the Regulatory Autonomy Path?”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 21, pp. 323-348.
- Selby, J. (2017), “Data Localization Laws: Trade Barriers or Legitimate Responses to Cybersecurity Risks, or Both?”, *International Journal of Law and Information Technology*, Vol. 25, pp. 213-232
- Tuthill, L. and M. Roy (2012), “GATS Classification Issues for Information and Communication Technology Services”, in M. Burri and T. Cottier (eds.), *Trade Governance in the Digital Age*, Cambridge University Press
- United Nations (1991), Provisional Central Product Classification, Statistical Papers Series M, No. 77, https://www.wto.org/english/tratop_e/serv_e/cpc_provisional_complete_e.pdf
- Willems, I. (2019), “GATS Classification of Digital Services-Does ‘The Cloud’ Have a Silver Lining?”, *Journal of World Trade*, Vol. 53, No. 1, pp. 59-82
- Yakovleva, S. (2018), “Should Fundamental Rights to Privacy and Data Protection be a Part of the EU’s International Trade ‘Deals’?”, *World Trade Review*, Vol. 17, No. 3, pp. 477-508

関連する WTO 判例

- Panel Report, *United States-Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, WT/DS285/R, adopted 20 April 2005
- Appellate Body Report, *United States-Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, WT/DS285/AB/R, adopted 20 April 2005
- Panel Report, *China-Certain Measures Affecting Electronic Payment Services*, WT/DS413/R, adopted 31 August 2012
- Appellate Body Report, *Argentina-Measures Relating to Trade in Goods and Services*, WT/DS453/AB/R, adopted 9 May 2016.
- Panel Report, *Russia-Measures Concerning Traffic in Transit*, WT/DS512/R, adopted 26 April 2019